

周南市高齢者プラン「第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」 策定業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、周南市高齢者プラン「第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

周南市高齢者プラン「第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」
策定業務委託

(2) 業務の目的

別添の周南市高齢者プラン「第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定業務仕様書 のとおり

(3) 業務内容

別添の周南市高齢者プラン「第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定業務仕様書 のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

(5) 履行場所

周南市内

(6) 業務に要する費用（提案上限額）

金5,099,840円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

見積額が上限額を上回る場合は、プロポーザル評価の対象外とします。

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、令和4・5年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）4調査・研究、（小分類）計画策定に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

- (4) 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあっては、令和4年11月1日から令和4年11月30日までに提出し、受付が完了していること。
- (5) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 参加表明書の提出時点で、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は、第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく更生手続の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (7) 過去に高齢者福祉・障害者福祉・地域福祉などの福祉分野における市民の意識・ニーズ調査の業務委託及び計画策定等の支援業務の受託実績を有する者であること。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公告日

令和5年1月6日(金)

② 公告方法

周南市公式ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能です。 URL <https://www.city.shunan.lg.jp/>

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

ア 参加表明書(様式2)

イ 本実施要領3 参加資格に示す確認資料

ウ 会社概要(任意様式。パンフレット等でも可。)

エ 履行実績調書(様式3)

② 提出期限

令和5年1月19日(木)午後5時必着

③ 提出場所

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市役所 こども・福祉部 高齢者支援課

④ 提出方法

郵送又は持参

持参による場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとします。

郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

① 提出書類アからエの書類一式を 1 部

⑥ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果（様式 4）を通知します。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式 1）によるものとし、電子メールにより提出してください。

なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

(2) 受付期間

令和 5 年 1 月 6 日（金）午前 9 時から令和 5 年 1 月 16 日（月）午後 5 時までとします。（ただし、受信確認は、土、日、休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとします。）

(3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

高齢者支援課 E-mail : koreishien@city.shunan.lg.jp

高齢者支援課 電話番号 : 0834-22-8467（ダイヤルイン）

(4) 回答方法

令和 5 年 1 月 18 日（水）に周南市公式ホームページに掲載します。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

① 企画提案書表紙（様式 5）

② 企画提案書（任意様式）

ア 書類の規格は A4 縦（必要な場合のみ横も可）、横書き、片とじ（ホッチキス留め）、片面印刷とする。ただし、資料の作成上、他の規格を利用した方が内容を確認しやすい場合はこれを認める。

イ 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

ウ 文字サイズは、11 ポイント以上とする。

エ 企画提案書は、別紙『周南市高齢者プラン「第 10 次老人保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」策定業務仕様書』を踏まえて、本業務に対する

提案者の考え方、委託業務項目の実施方法や手法等を提案の基本として、提案趣旨を明確に示し、簡潔にまとめること。

才 企画提案書には「8 評価基準及び配点」の【評価対象】に係る項目（「体制」及び「過去の実績」を除く。）を必ず記載すること。

力 企画提案の内容は、提案者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。

キ 提案においては、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、具体的で明確な企画提案書を作成すること。

③ 見積書及び内訳書（任意様式）

業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること。

※ 見積書には、作業項目や作業にかかる人数、業務項目ごとの費用等を記載した内訳書（様式任意）を添付すること。

※ 契約を締結する場合においては協議を要する場合もある。

（2）提出期間

令和5年1月20日（金）から令和5年1月27日（金）午後5時必着（受付時間帯は、土日を除く午前9時から午後5時までとします。）

（3）提出場所

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市役所 こども・福祉部 高齢者支援課

（4）提出方法

持参又は郵送

持参による場合は、土、日を除く午前9時から午後5時までとします。

郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

（5）提出部数

提出部数は、正本1部、副本8部とします。

7 選定方法

（1）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立します。

（2）受託候補者の選定

① 評価委員会の設置

企画提案書等の評価は、市が設置する「周南市高齢者プラン」「第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定業務委託事業者評価委員会」が行います。

② 評価方法

評価は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容（プレゼンテーション・ヒ

- アーリング内容) 及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価します。
- ア プレゼンテーションは提出した書類に基づき実施すること。
- イ プレゼンテーション等の説明は、原則として当該業務に専任従事する者が行うこと。
- ウ 1者の持ち時間は、説明 20 分以内とし、質疑を含め計 30 分以内とする。

【実施日】令和5年2月7日（火）午前9時30分から

【会 場】周南市役所 本庁舎4階 庁議室

※ただし、別途正式決定し、参加表明書に記載された電子メールにて通知を送付する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、プレゼンテーション・ヒアリングの実施方法を変更することがあります。その場合は、別途通知します。

③ 受託候補者の決定

各評価者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。

なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

④ 最低基準点の設定

各評価者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

⑤ 選定結果

選定結果は、プロポーザル参加者全員に「選定結果通知書（様式6）」を電子メール及び文書で送付します。（発送予定：令和5年2月14日（火））

なお、選定結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

また、選定結果は、令和5年2月20日（月）以降、周南市公式ホームページで公表します。

【選定結果の公表事項】

- ア 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由
イ 参加者の名称（50音順）
ウ 参加者の評価点（点数順）

注：イとウの対応関係は、明らかにしない。

8 評価基準及び配点

評価項目 (配点)	評価対象	評価項目
組織体制 の評価	体制	業務実施にあたって十分な人員配置及び組織体制が提案されているか。

評価項目 (配点)	評価対象	評価項目
(25 点)	過去の実績	過去の同種又は類似業務の実績、及び行政処分、法の遵守状況について。
業務実施方針及び手法 (65 点)	業務内容の理解度	老人保健福祉施策及び介護保険施策の現状と展望について、国・県・市の動向を踏まえ、的確に把握しているか。
	企画・提案内容の的確性	計画策定の手法は妥当か。組み立て方などに独創性や斬新さがあり、提案内容に実現性、独自性があるか。
	業務分析の的確性・理解性	調査手法・結果分析等、計画策定に資するための基礎調査として、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等にかかる提案が具体的かつ明確に示されているか。地域特有の課題への理解は十分か。
	工程計画の妥当性	調査票の作成から計画書等の作成までのスケジュールは適正か。手順や工程等に現実性が高く、工程計画が柔軟か。また、会議資料等への支援対策が具体的かつ明確に示されているか。
	計画書の独自性	適正な検証手法及び工夫された報告の構成イメージが提案されているか。計画書について見やすくわかりやすいレイアウト・編集の方法など、新しい提案があるか。
	プレゼンテーション能力	提案内容の的確な説明及び質疑に対する的確な回答ができたか。業務への意欲や積極性はあるか。
価格 (10 点)	見積額	適正な見積もりがなされているか。

9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和5年1月6日(金)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和5年1月6日(金)から 令和5年1月16日(月)午後5時まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和5年1月18日(水)
④ 参加表明書の提出期限	令和5年1月19日(木)午後5時まで
⑤ 参加表明者の参加資格確認結果の通知	令和5年1月20日(金)発送予定
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和5年1月20日(金)から 令和5年1月27日(金)午後5時まで
⑦ 企画提案書の審査及びヒアリングの実施	令和5年2月7日(火)
⑧ 選定結果の通知	令和5年2月14日(火)
⑨ 業務委託契約の締結	令和5年2月20日(月)予定
⑩ 選定結果等の公表	令和5年2月20日(月)予定

10 契約（受託候補者特定後）

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となります。本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。

なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

11 留意事項

(1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式7）により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものと

します。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に基づき公開することがあります。

- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

12 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

担当部署 周南市役所 こども・福祉部 高齢者支援課 介護給付・保険料担当
担当 三輪、西村

TEL : 0834-22-8467

FAX : 0834-22-8251

E-mail : koreishien@city.shunan.lg.jp